

**特定多国籍企業による研究開発事業
等の促進に関する特別措置法
(アジア拠点化推進法)
ガイドライン**

経済産業省 投資促進課

アジア拠点化推進法ガイドライン目次

第1部 アジア拠点化推進法の概要.....	2
I はじめに.....	3
II 法律の概要.....	4
III 計画認定の流れ.....	5
第2部 支援措置について.....	6
I 支援措置一覧.....	7
II 新設した会社への投資を早く行いたい.....	8
III 自己資本の充実に関する支援を受けたい.....	10
IV 特許を早期に取得したい.....	12
V 従業員の入国を迅速に行いたい.....	13
第3部 認定要件について.....	14
I 認定要件一覧.....	15
II 特定多国籍企業について.....	16
III 新たに設立する国内関係会社について.....	18
IV 研究開発事業計画と認定要件について.....	19
V 統括事業計画と認定要件について.....	22
VI 両事業計画に共通の要件.....	26
第4部 申請手続について.....	28
I 認定までの流れ.....	29
II 認定申請に必要な書類.....	32
III 計画の実施状況の報告.....	33
IV 窓口について.....	34

第 1 部 アジア拠点化推進法の概要

I はじめに

グローバル企業を巡る世界的な誘致競争が激化している中、我が国において新たに研究開発事業又は統括事業を行おうとするグローバル企業の活動を促進するための特別の措置を講ずる「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法」(アジア拠点化(※)推進法)が成立しました。

本ガイドラインでは、アジア拠点化推進法の概要、支援措置の概要、認定要件、申請手続などについて紹介します。

＜主な支援策＞

投資手続短縮

○外国為替及び外国貿易法上の届出後30日間投資できないとされる期間を2週間に短縮

資金調達支援

○中小企業投資育成株式会社による資金調達支援
(中小企業者のうち、資本金の額が3億円を超える株式会社も対象)

特許出願早期審査

※特許法の運用

○認定研究開発事業の成果に係る特許出願を早期に審査・審理
(通常の出願: 約22.2ヶ月→早期審査: 約1.9ヶ月程度(2011年度実績))

在留資格審査迅速化

※入管法の運用

○認定事業を実施する企業に就労予定の外国人の入国手続(在留資格認定証明書) 審査の迅速化(通常1ヶ月の審査期間が10日程度に)

※「アジア拠点化」とは、グローバル企業による高付加価値拠点の国内立地により、アジアの中核拠点としての我が国の地位の復活を図るものです。

Ⅱ 法律の概要

アジア拠点化推進法に基づく、グローバル企業の立地支援

グローバル企業の研究開発拠点や統括拠点の我が国への呼び込みを推進するため、新たに研究開発事業や統括事業を行うために我が国に会社を設立するグローバル企業に対し、外国為替及び外国貿易法の特例等、特別な措置を講じます。

認定対象者

我が国において新たに研究開発事業又は統括事業を行うため、当該事業を行う国内関係会社を設立しようとする特定多国籍企業

事業計画の認定

主務大臣は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針を定め、公表しています。

我が国において新たに研究開発事業や統括事業を行おうとする特定多国籍企業は、基本方針に沿った当該事業に関する計画を作成し、経済産業省 投資促進課を通じて主務大臣に提出します。

主務大臣は、申請のあった事業計画が基本方針に照らして適切なものであり、また主務省令で定める要件に適合するものであると認めるときは、当該事業計画を認定します。

支援措置の概要

事業計画の認定を受けた研究開発事業者（認定研究開発事業者）又は統括事業者（認定統括事業者）は以下の支援措置を利用することができます（個別の支援措置ごとに、支援機関の審査や確認が必要となります）。

- (1) 外国為替及び外国貿易法の特例（不作為期間（審査期間）の短縮） 8 ページ参照
- (2) 中小企業投資育成株式会社法の特例（資金調達支援） 10 ページ参照
- (3) 特許出願の早期審査・早期審理 12 ページ参照 ※特許法の運用
- (4) 入国手続（在留資格認定証明書交付申請）審査の迅速化 13 ページ参照 ※入管法の運用

お問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課 電話:03-3501-1662

URL: <http://www.meti.go.jp/policy/investment/>

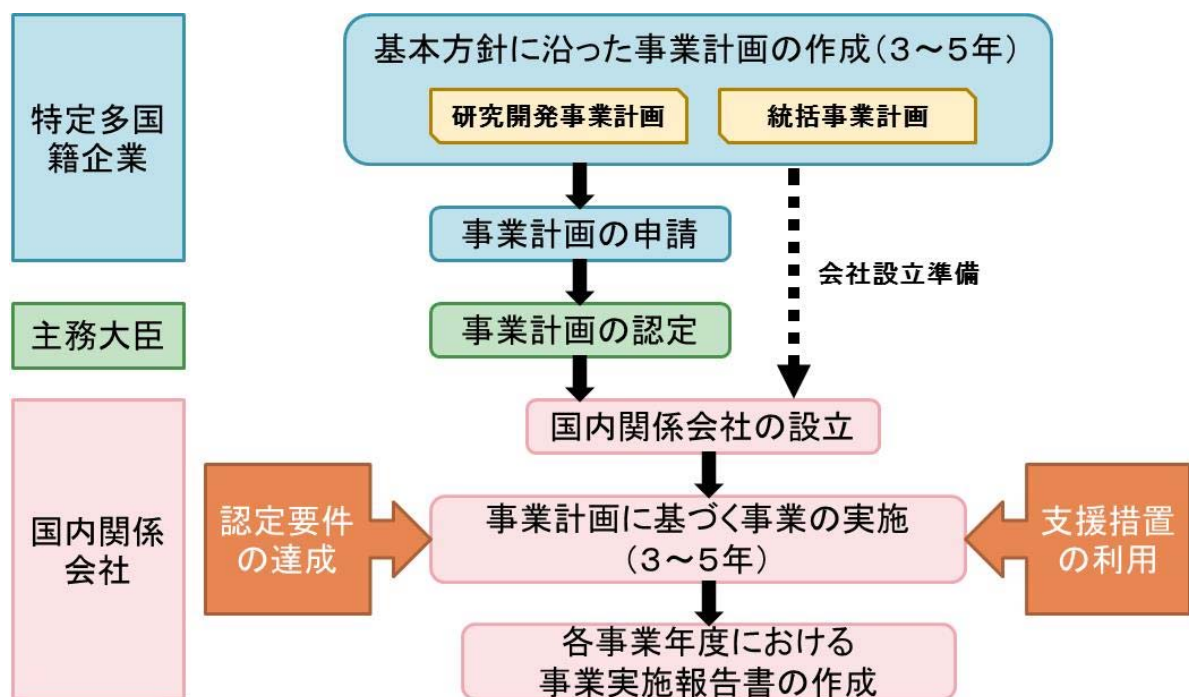
Ⅲ 計画認定の流れ

次ページ以降では、

- ① 認定事業者への支援措置について(第2部)
- ② 事業計画の認定要件について(第3部)
- ③ 申請手続について(第4部)

について、順番に説明していきます。

＜アジア拠点化推進法の仕組み＞



第 2 部 支援措置について

I 支援措置一覧

研究開発事業計画又は統括事業計画の認定を受けると、新たに設置される国内関係会社は、各種の支援措置を受けることができます。認定事業計画や、国内関係会社が実施する事業によって受けられる支援措置は異なります。

次ページ以降で各支援措置の概要を説明していきます。

<認定事業計画によって受けられる支援措置一覧>

認定事業計画		研究開発事業計画	統括事業計画
頁	支援措置		
8	外国為替及び外国貿易法(外為法)の特例(不作為期間(審査期間)の短縮)	✓	✓
10	中小企業投資育成株式会社法の特例	✓(注)	✓(注)
12	特許出願の早期審査・早期審理	✓	
13	入国手続(在留資格認定証明書交付申請)審査の迅速化	✓	✓

(注) 中小企業者に限ります(中小企業者の定義については 11 ページをご参照ください)。

支援措置等についてご不明な点がございましたら、経済産業省 投資促進課、または支援機関の窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課 電話:03-3501-1662

URL: <http://www.meti.go.jp/policy/investment/>

Ⅱ 新設した会社への投資を早く行いたい

外国為替及び外国貿易法の特例

外為法に基づく対内直接投資等の事前届出に係る審査について、届出後投資を行ってはならない期間が短縮されます。

対象者

認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画に従って設立する国内関係会社の株式又は持分の取得を行おうとする外国投資家

支援内容

外為法第 27 条に基づき、以下に掲げる業種に対する対内直接投資等については、外国投資家に対し、財務大臣及び事業所管大臣に対する事前届出義務を課しており、届出者は、届出日から 30 日間は当該投資を行ってはならないこととされています。

ただし、上記の国内関係会社の株式又は持分の取得を行おうとする外国投資家が事前届出を行う場合には、届出後投資を行ってはならない期間を 30 日間から 2 週間に短縮します。

事前届出対象業種

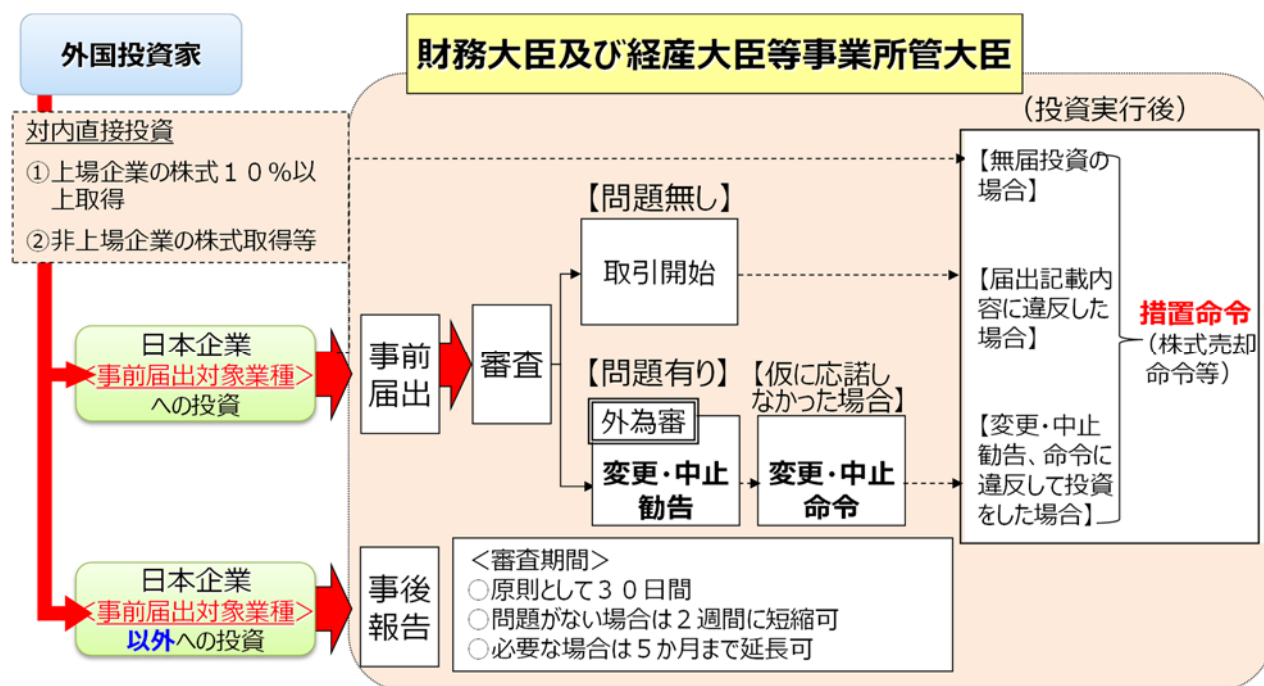
1. 国際ルール(OECD資本移動自由化コード)に適合する形で、従来より規制を行っている業種

- ①「国の安全」に係る業種 : 武器、航空機、原子力、宇宙開発に関連する製造業等
軍事転用の蓋然性が高い汎用品の製造業
- ②「公の秩序」に係る業種 : 電気業、ガス業、熱供給業、通信事業、放送事業、水道業、鉄道業、旅客運送業
- ③「公衆の安全」に係る業種 : 生物学的製剤製造業、警備業

2. 我が国固有の事情により、OECDに通報した上で自由化を留保している業種

農林水産業、石油業、皮革・皮革製品製造業、航空運輸業、海運業

事前対象業種に係るフローチャート



利用方法

株式（持分）の取得等に関する届出書（対内直接投資等に関する命令別紙様式第1）中の「その他の事項欄」に、支援措置（例：特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第8条の規定による法定不作為期間の短縮）を利用する旨記載して、日本銀行に提出してください。

お問い合わせ先

【制度全般】

経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課

電話：03-3501-1662

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理政策課 国際投資管理室

電話：03-3501-1774

【手続全般】

日本銀行国際局外為法手続担当 電話：0120-79-6656

URL： http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t_seido.htm/

Ⅲ 自己資本の充実に係る支援を受けたい

中小企業投資育成株式会社による支援

認定研究開発事業者又は認定統括事業者である中小企業者が、認定を受けた事業計画に従って行う事業について、資本金が3億円を超える場合においても中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることができます。

対象者

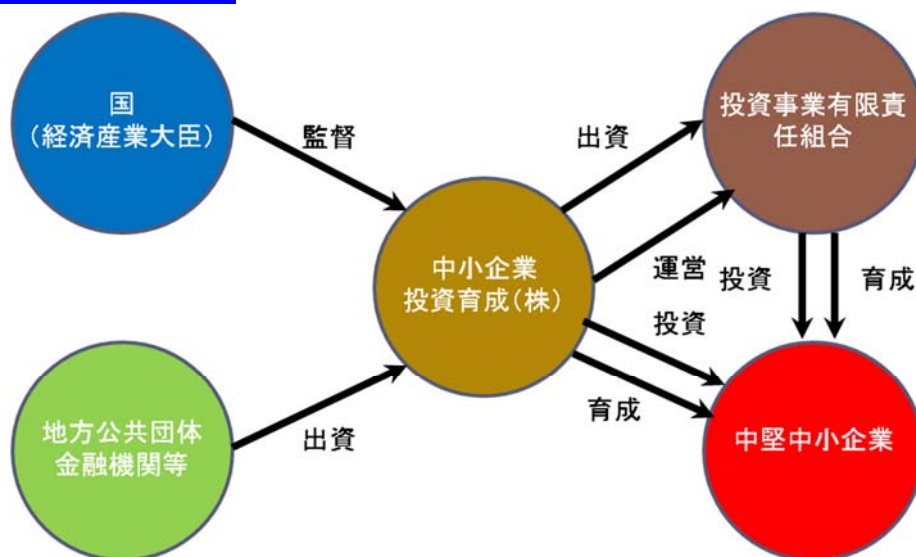
認定研究開発事業者又は認定統括事業者である中小企業者

支援内容

中小企業投資育成株式会社から以下の投資を受けることができます（投資に際しては、中小企業投資育成株式会社による審査があります）。

- (1) 株式会社の設立に際して発行される株式の引受け
- (2) 増資に際して発行される株式の引受け
- (3) 新株予約権の引受け
- (4) 新株予約権付社債の引受け

投資育成制度の仕組み



投資対象企業

- ◆全業種
- ◆特例により、資本金が3億円を超える中小企業（認定事業者）も対象になります。

中小企業者の定義について

本法律において、中小企業者の範囲を次のように定義しています。
 (「資本金基準」もしくは「従業員基準」のどちらかを満たせば中小企業者となります。)

分類	業種分類	資本金の額又は 出資の総額	従業員の数
a	製造業、建設業、運輸業その他の業種(b～gを除く)	3億円以下	300人以下
b	卸売業	1億円以下	100人以下
c	サービス業	5,000万円以下	100人以下
d	小売業	5,000万円以下	50人以下
e	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
f	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
g	旅館業	5,000万円以下	200人以下

利用方法

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みを頂いた後、審査を経て投資の可否が決定されます。

お問い合わせ先

【制度全般】

中小企業庁 事業環境部 財務課 電話:03-3501-5803

【手続全般】

東京中小企業投資育成株式会社 URL:<http://www.sbic.co.jp/>

(営業地域:新潟・長野・静岡以東の18都道県)

電話:本社 03-5469-1811

名古屋中小企業投資育成株式会社 URL:<http://www.sbic-cj.co.jp/>

(営業地域:愛知・岐阜・三重・石川・富山の5県)

電話:本社 052-581-9541

大阪中小企業投資育成株式会社 URL:<http://www.sbic-wj.co.jp/>

(営業地域:福井・滋賀・奈良・和歌山以西の24府県)

電話:本社 06-6459-1700、九州支社 092-724-0651

IV 特許を早期に取得したい

研究開発事業の成果に係る発明に対する特許出願の早期審査・早期審理

認定研究開発事業者の研究開発事業の成果に係る発明について、早期審査・早期審理の対象に追加いたします。

対象者

認定研究開発事業者

対象となる出願

アジア拠点化推進法に基づく認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る特許出願（ただし当該研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から2年以内に出願されたものに限る）

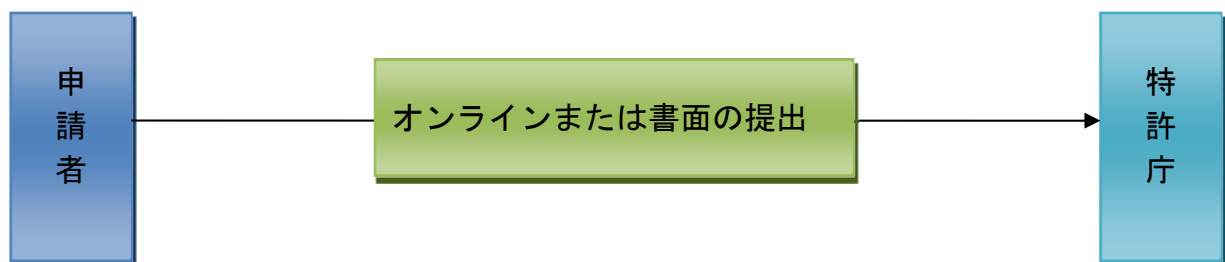
支援内容

特許出願の早期審査・早期審理

審査順番待ち期間

通常の出願:約 22.2 ヶ月 → 早期審査:約 1.9 ヶ月(2011 年度実績)

利用方法



早期審査・早期審理の申請に関する詳細については、以下のお問い合わせ先まで。

お問い合わせ先

【早期審査について】

特許庁特許審査第一部調整課 企画調査班 電話:03-3581-1101 内線 3107

【早期審理について】

特許庁審判部審判課 審判企画室 電話:03-3581-1101 内線 5851

V 従業員の入国を迅速に行いたい

入管手続の特例

認定研究開発事業又は認定統括事業を実施する国内関係会社に就労予定の外国人が、特定の在留資格で入国しようとする場合には、在留資格認定証明書の交付申請に係る審査期間を短縮することができます。

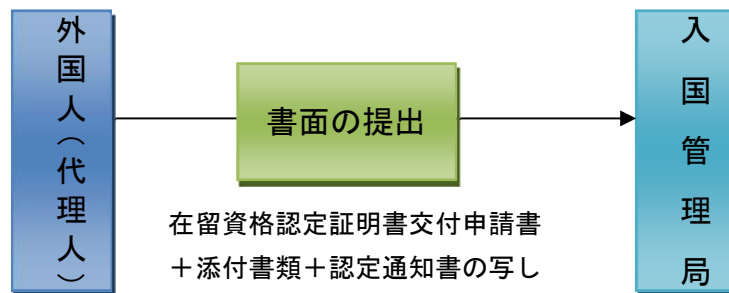
対象者

認定事業を実施する国内関係会社において就労予定の外国人(在留資格「投資・経営」、「法律・会計業務」、「研究」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」に該当する者(289 ページ参照))

支援内容

在留資格認定証明書交付申請に係る審査期間を通常1ヶ月→10日程度に短縮

利用方法



※ 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付して下さい。

お問い合わせ先

【制度全般】

経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課 電話:03-3501-1662

【入管法に基づく手続全般】

法務省 入国管理局 入国在留課 就労審査係

電話:03-3580-4111 内線:2766、2754

第 3 部 認定要件について

I 認定要件一覧

アジア拠点化推進法に基づき支援措置を受けるには、以下の表のとおり、(1)特定多国籍企業、(2)国内関係会社、(3)事業計画に係る要件を満たし、主務大臣から事業計画の認定を受ける必要があります。

次ページ以降では、

- ① 特定多国籍企業の要件について
 - ② 国内関係会社の要件について
 - ③ 研究開発計画及び統括事業計画の固有の要件について
 - ④ 両事業計画に共通の要件について
- 順番に説明していきます。

<認定要件>

項目			要件	
◆特定多国籍企業 (認定対象)			(1)本店又は主たる事務所が所在する国・地域以外に子法人等を設立している法人であること (2)国際的な規模で事業活動を行っていること (3)我が国以外の国等において、高度な知識又は技術を有すること	
◆国内関係会社 (既存会社)			(4)特定多国籍企業の子法人等が日本国内において当該研究開発事業又は当該統括事業を実施していないこと	
◆国内関係会社 (支援対象)			(5)新たに研究開発事業又は統括事業を行うために設立された会社であること (6)法の施行日(2012年11月1日)以降に、我が国において当該研究開発事業又は当該統括事業を実施することを決定したものであること (7)国内企業の買収等によって設立されたものでないこと	
			研究開発事業計画	統括事業計画
事業について	内容		(8)新規性を有し、我が国の産業の高度化に資するものであること (9)試験研究費及び開発費の合計額が、毎事業年度1億円を超えるものであること	(10)資本金の額が1億円以上の会社を設立して行うものであること (11)特定多国籍企業又はその親会社等から国内関係会社や国内におけるその子会社への追加投資額(資本金の増資分)の合計を5億円(実施期間が3年以上4年未満の場合は3億円、4年以上5年未満の場合は4億円)以上行う見込であること
	従業員に関する こと	数	(12)当該事業に常時使用する従業員の数が10人以上であり、実施期間の最終年度においては25人(実施期間が3年以上4年未満の場合は15人、4年以上5年未満の場合は20人)以上であること	(13)当該事業に常時使用する従業員の数が10人以上であり、実施期間の最終年度においては18人(実施期間が3年以上4年未満の場合は14人、4年以上5年未満の場合は16人)以上であること
		その他	(14)外国人を雇用する場合は、外国人の在留に係る十分な管理体制が備わっていること (15)外国人を雇用する場合は、その全員が高付加価値をもたらす人材であること (16)特定多国籍企業又はその子法人等からの従業員1人以上を半年間以上受け入れること	(17)当該事業に常時使用する従業員に対する年間の給与の総額の見込が7,000万円以上であり、実施期間の最終年度においては1億3,000万円(実施期間が3年以上4年未満の場合は1億円、4年以上5年未満の場合は1億1,000万円)以上であること
	その他		(18)すべての従業者が日本の居住者であること(但し(16)を除く) (19)計画期間が3～5年であること	

Ⅱ 特定多国籍企業について

特定多国籍企業の定義

アジア拠点化推進法では、我が国において新たに研究開発事業又は統括事業を行うために、「国内関係会社」を設立しようとする「特定多国籍企業」が認定対象になります。

ここでは、本法律で定義されている「特定多国籍企業」について説明します。

「特定多国籍企業」について

以下のすべてを満たす必要があります。

項目	要件
◆特定多国籍企業 (認定対象)	(1) 本店又は主たる事務所が所在する国・地域以外に子法人等を設立している法人であること (2) 国際的な規模で事業活動を行っていること (3) 我が国以外の国等において、高度な知識又は技術を有すること

要件について以下に解説します。

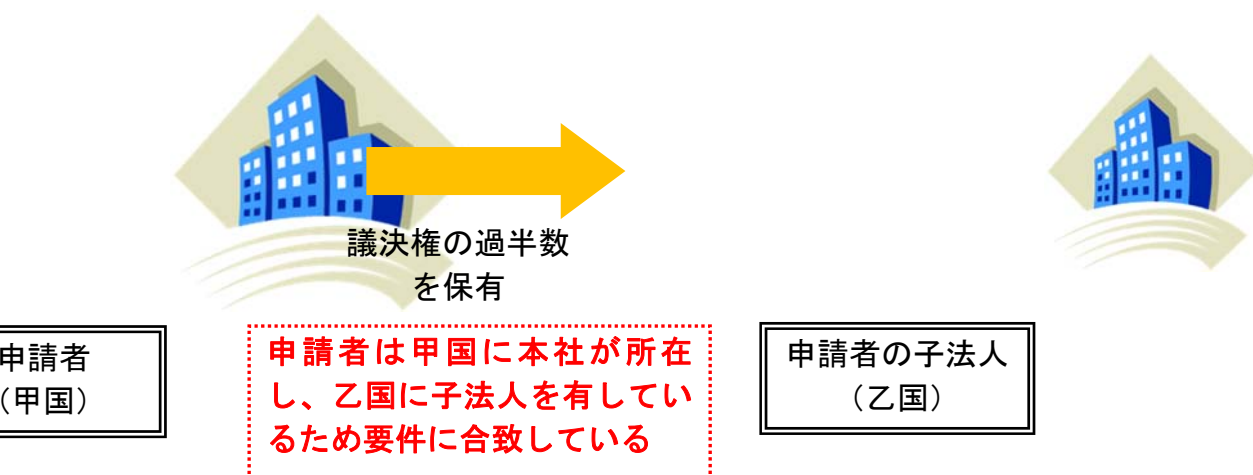
要件(1)

本店又は主たる事務所が所在する国・地域以外に子法人等（※）を設立している法人であること。

解説

本法律では、複数の国・地域に子法人等（以下参照）のグループ企業を有してグローバル規模の経営をしている多国籍企業を対象にしています。

(例)

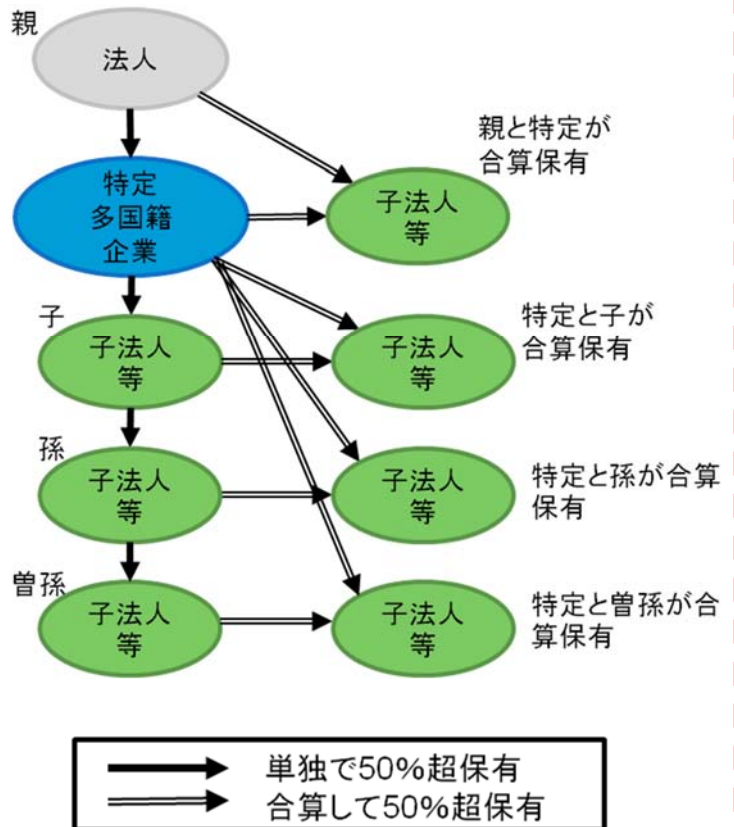


子法人等とは

子法人等とは、以下の法人を指します。

- ① 特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定多国籍企業の「子法人」）
- ② 「子法人」がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定多国籍企業の「孫法人」）
- ③ 「孫法人」がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定多国籍企業の「曾孫法人」）
- ④ 特定多国籍企業の総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定多国籍企業の「親法人」）、特定多国籍企業、「子法人」、「孫法人」、「曾孫法人」が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（上記①～③の法人を除き、特定多国籍企業がその総株主等の議決権の一部を保有し

子法人等の範囲



要件(2)

国際的規模で事業活動を行っていること。

解説

申請者と子法人等は、それぞれ施設（事務所、店舗、工場その他の固定施設など）、従業員を有し、複数の国で実体のある事業を行っている必要があります（ペーパーカンパニーであってはなりません）。

要件(3)

我が国以外の国等において、高度な知識又は技術を有していること。

解説

海外において知的財産権や業務に関する知識や経験を持つ従業員を相当数有しており、研究開発事業や統括事業の実施に関して相当な実績（申請者の子法人等の実績を含む）を有している必要があります。

Ⅲ 新たに設立する国内関係会社について

国内関係会社の定義

我が国において新たに研究開発事業又は統括事業を行うため、新たに設立する「国内関係会社」について説明します。

新たに設立する「国内関係会社(※)」について

以下のすべてを満たす必要があります。

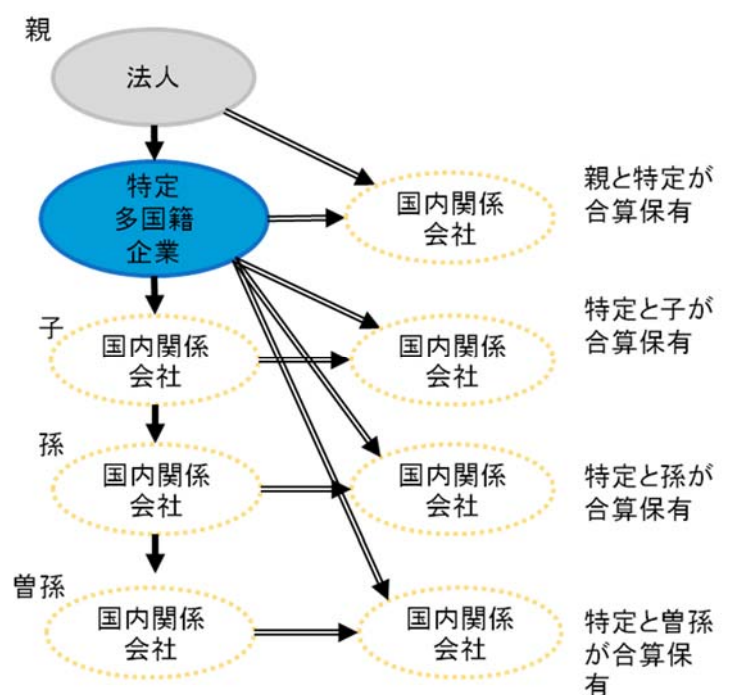
項目	要件
◆国内関係会社 (既存会社)	(4)特定多国籍企業の子法人等が日本国内において当該研究開発事業又は当該統括事業を実施していないこと
◆国内関係会社 (支援対象)	(5)新たに研究開発事業又は統括事業を行うために設立された会社であること (6)法の施行日(2012年11月1日)以降に、我が国において当該研究開発事業又は当該統括事業を実施することを決定したものであること (7)国内企業の買収等によって設立されたものでないこと

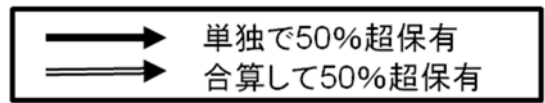
国内関係会社とは

国内関係会社とは、以下の会社を指します。

- ① 特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社（特定多国籍企業の「子会社」）
- ② 「子会社」がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社（特定多国籍企業の「孫会社」）
- ③ 「孫会社」がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社（特定多国籍企業の「曾孫会社」）
- ④ 特定多国籍企業の総株主等の議決権の過半数を保有している会社（特定多国籍企業の「親会社」）、特定多国籍企業、「子会社」、「孫会社」、「曾孫会社」が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している会社（上記①～③の会社を除き、特定多国籍企業がその総株主等の議決権の一部を保有しているものに限ります。）

国内関係会社の範囲





IV 研究開発事業計画と認定要件について

研究開発事業の定義と認定要件

本法律で定義されている「研究開発事業」と認定要件について説明します。

研究開発事業計画の概要

特定多国籍企業が、我が国において国内関係会社を設立して、新たに研究開発事業を行う事業計画です。

「研究開発事業」とは

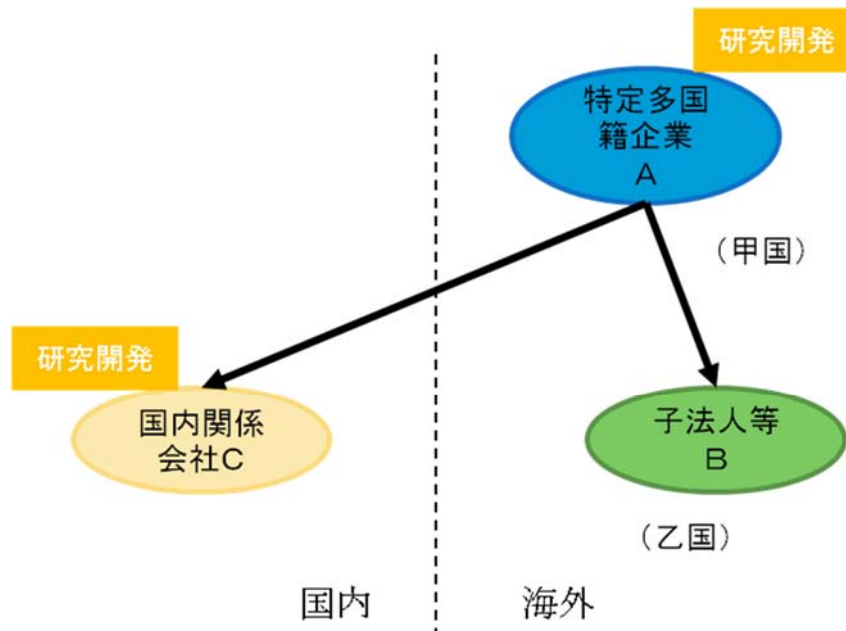
本法律では、研究開発事業は以下のとおり定義されています。

<法第2条第3項>

技術革新の進展に即応した高度な産業技術の研究開発を行う事業のうち、新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるもの

認定対象となり得る研究開発事業計画の例

乙国に子法人等Bを有しており、甲国で研究開発を行っている特定多国籍企業Aが、日本に国内関係会社Cを設立し、新たに研究開発事業計画を作る



認定基準

認定を受けるには、事業計画が以下の全ての要件を満たしている必要があります。

項目		要件
事業の内容		(8)新規性を有し、我が国の産業の高度化に資するものであること (9)試験研究費及び開発費の合計額が、毎事業年度1億円を超えるものであること
従業員に関すること	数	(12)当該事業に常時使用する従業員の数が10人以上であり、実施期間の最終年度においては25人(実施期間が3年以上4年未満の場合は15人、4年以上5年未満の場合は20人)以上であること
	その他	(14)外国人を雇用する場合は、外国人の在留に係る十分な管理体制が備わっていること (15)外国人を雇用する場合は、その全員が高付加価値をもたらす人材であること
		(16)特定多国籍企業又はその子法人等からの従業員1人以上を半年間以上受け入れること
その他		(18)すべての従業者が日本の居住者であること(但し(16)を除く) (19)計画期間が3～5年であること

※上記(14)、(15)、(18)、(19)の要件は、統括事業計画と共通の要件です。

研究開発事業計画固有の要件について以下に解説します。

要件(8)

新規性を有し、我が国の産業の高度化に資するものであること

解説

以下の要件を全て満たす必要があります。＜基本方針第22イ(1)＞

- ① 新たに開発される技術又は当該技術を用いた製品若しくは役務の開発が、機能、用途若しくは性能等の面において、従来にない特徴を有すること。
- ② 我が国で広く用いられていない技術若しくはノウハウ等を利用することによる生産コストの大幅な引下げ、品質若しくは性能の著しい向上等、製法又は製品若しくは役務の提供内容若しくは手段に質的な転換が認められること。

要件(9)

試験研究費及び開発費の合計額が、毎事業年度1億円を超えるものであること

解説

認定を受けた事業実施期間中の各事業年度において、試験研究費及び開発費の合計額が1億円を超える必要があります。

要件(12)

当該事業に常時使用する従業員の数が 10 人以上であり、実施期間の最終年度においては 25 人(実施期間が3年以上4年未満の場合は 15 人、4年以上5年未満の場合は 20 人)以上であること

解説

新たに設立された国内関係会社は、認定を受けた事業計画の開始年度から、認定研究開発事業に従事する従業員を常時 10 人以上雇用する必要があります。また、事業計画の実施期間が 5 年の場合、最終事業年度には 25 人（3 年以上 4 年未満であれば 15 人、4 年以上 5 年未満であれば 20 人）以上雇用する必要があります。なお、会社役員は従業員に含みません。

要件(16)

特定多国籍企業又はその子法人等からの従業員 1 人以上を半年間以上受け入れること

解説

新たに設立された国内関係会社は、認定を受けた事業実施期間中に、特定多国籍企業又はその子法人等(17 ページ参照)のグループ会社から従業員 1 人以上を半年間以上受け入れる必要があります。

V 統括事業計画と認定要件について

統括事業計画の定義と認定要件

本法律で定義されている「統括事業」と認定要件について説明します。

統括事業計画の概要

特定多国籍企業が、我が国において国内関係会社を設立して、新たに統括事業を行う事業計画です。

「統括事業」とは

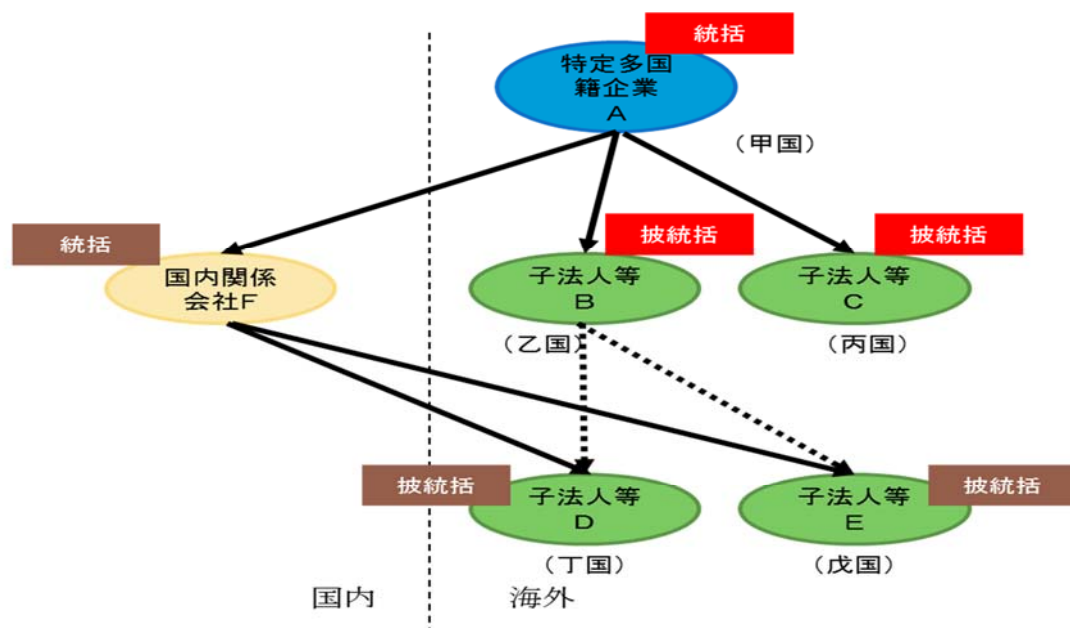
本法律では、統括事業は以下のとおり定義されています。

<法第2条第4項>

2以上の法人（これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国等の数が2以上であるものに限る。）のそれぞれの総株主等の議決権の過半数を取得し、又は保有することにより、当該2以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、当該2以上の法人に対する出資その他の当該方針の実施を確保する事業その他の当該2以上の法人が行う事業を統括する事業のうち、新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるもの

認定対象となり得る統括事業計画の例

乙国の子法人等B並びに丙国の子法人等Cを統括している特定多国籍企業Aが、日本に国内関係会社Fを設立し、丁国の子法人等D及び戊国の子法人等Eを統括する事業計画を作成。



認定基準

認定を受けるには、事業計画が以下の全ての要件を満たしている必要があります。

項目		要件
事業の内容		(10)資本金の額が1億円以上の会社を設立して行うものであること (11)特定多国籍企業又はその親会社等から国内関係会社や国内におけるその子会社への追加投資額(資本金の増資分)の合計を5億円(実施期間が3年以上4年未満の場合は3億円、4年以上5年未満の場合は4億円)以上行う見込であること
従業員に関する こと	数	(13)当該事業に常時使用する従業員の数が10人以上であり、実施期間の最終年度においては18人(実施期間が3年以上4年未満の場合は14人、4年以上5年未満の場合は16人)以上であること
	その他	(14)外国人を雇用する場合は、外国人の在留に係る十分な管理体制が備わっていること (15)外国人を雇用する場合は、その全員が高付加価値をもたらす人材であること
		(17) 当該事業に常時使用する従業員に対する年間の給与の総額の見込が7,000万円以上であり、実施期間の最終年度においては1億3,000万円(実施期間が3年以上4年未満の場合は1億円、4年以上5年未満の場合は1億1,000万円)以上であること
その他		(18)すべての従業者が日本の居住者であること(但し(16)を除く) (19)計画期間が3～5年であること

※上記(14)、(15)、(18)、(19)の要件は、研究開発事業計画と共通の要件です。

統括事業計画固有の要件について以下に解説します。

要件(10)

資本金の額が1億円以上の会社を設立して行うものであること

解説

事業計画の認定を受けて、新たに設立される国内関係会社の資本金の額は1億円以上である必要があります。

要件(11)

特定多国籍企業又は親会社等から国内関係会社や国内におけるその子会社への追加投資額(資本金の増資分)の合計を5億円(実施期間が3年以上4年未満の場合は3億円、4年以上5年未満の場合は4億円)以上行う見込であること

解説

認定を受けた事業計画の実施期間中に、特定多国籍企業、その親法人、その子法人等は国内関係会社や国内のグループ会社にて5億円（実施期間が5年の場合。実施期間が3年以上4年未満の場合は3億円、4年以上5年未満の場合は4億円）以上の追加投資を行う必要があります。

具体的に追加投資の対象となる法人は以下のとおりです。

追加投資の対象となる法人

1. 出資元の法人

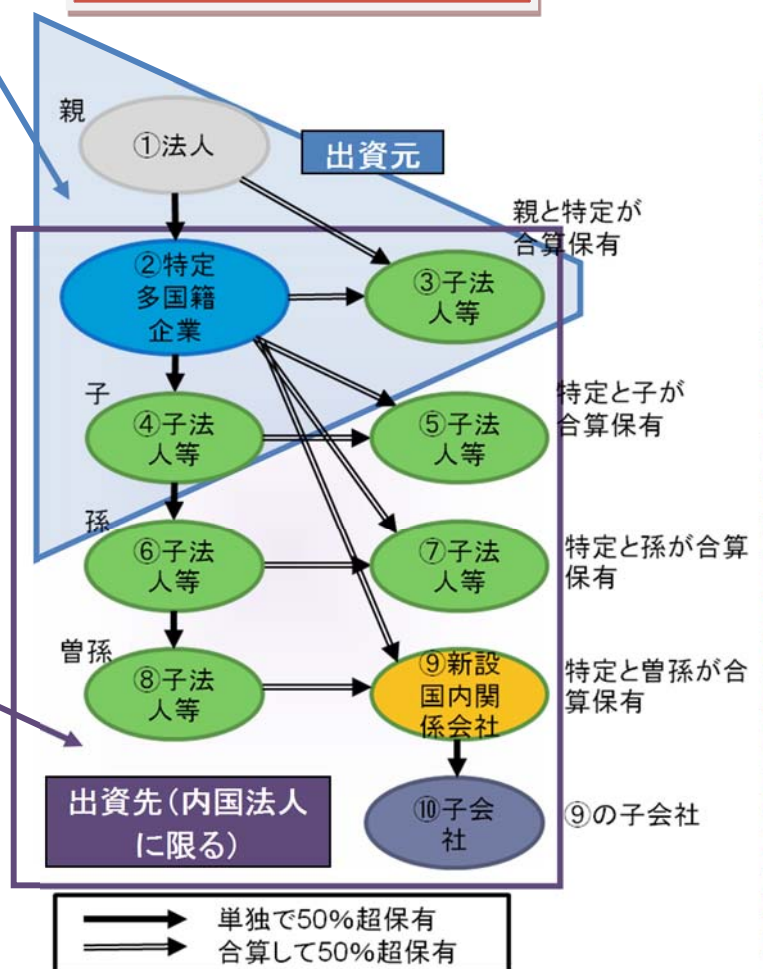
- ①特定多国籍企業の総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定多国籍企業の「親法人」）
- ②特定多国籍企業
- ④特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定多国籍企業の「子法人」）
- ③特定多国籍企業及び親法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（②、④を除き、②がその総株主等の議決権の一部を保有しているものに限る。）

2. 出資先の法人

以下の法人のうち内国法人に限る。

- ②特定多国籍企業
- ④特定多国籍企業の「子法人」
- ⑥「子法人」がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定多国籍企業の「孫法人」）
- ⑧「孫法人」がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定多国籍企業の「曾孫法人」）
- ③、⑤、⑦「親法人」、特定多国籍企業、「子法人」、「孫法人」及び「曾孫法人」が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（②、④、⑥、⑧を除き、②がその総株主等の議決権の一部を保有しているものに限る。）
- ⑨新設された国内関係会社
- ⑩新設された国内関係会社がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社

出資元、出資先法人の範囲



要件(13)

当該事業に常時使用する従業員の数が 10 人以上であり、実施期間の最終年度においては 18 人(実施期間が3年以上4年未満の場合は 14 人、4年以上5年未満の場合は 16 人)以上であること

解説

新たに設立された国内関係会社は、認定を受けた事業計画の開始年度から、認定研究開発事業に従事する従業員を常時 10 人以上雇用する必要があります。また、事業計画の実施期間が5年の場合、最終事業年度には 18 人以上（3 年以上 4 年未満であれば 14 人、4 年以上 5 年未満であれば 16 人）以上雇用する必要があります。なお、会社役員は従業員に含みません。

要件(17)

当該事業に常時使用する従業員に対する年間の給与の総額の見込が 7,000 万円以上であり、実施期間の最終年度においては1億 3,000 万円(実施期間が3年以上4年未満の場合は1億円、4年以上5年未満の場合は1億 1,000 万円)以上であること

解説

新たに設立された国内関係会社で当該事業に常時使用する従業員に対する年間の給与の総額が 7,000 万円以上である必要があります。また、事業計画の実施期間が5年の場合、最終事業年度には 1 億 3,000 万円（3 年以上 4 年未満であれば 1 億円、4 年以上 5 年未満であれば 1 億 1,000 万円）以上である必要があります。なお、会社役員の給与は従業員給与に含みません。

VI 両事業計画に共通の要件

その他の認定要件

本法律で定義されている両事業計画に共通の認定要件について説明します。

認定基準

認定を受けるには、以下のすべてを満たす事業計画を作成する必要があります。

項目		要件
従業員に関すること	その他	(14)外国人を雇用する場合は、外国人の在留に係る十分な管理体制が備わっていること (15)外国人を雇用する場合は、その全員が高付加価値をもたらす人材であること
その他		(18)すべての従業者が日本の居住者であること(但し(16)を除く) (19)計画期間が3～5年であること

要件について以下に解説します。

要件(14)

外国人を雇用する場合は、外国人の在留に係る十分な管理体制が備わっていること

解説

外国人を受け入れる場合、以下の事項について遵守し、外国人の在留に係る管理体制を整備する必要があります。

- ① 外国人従業員等の稼働状況等(勤務場所・出勤状況を含めた契約の履行状況、国内関係会社の事業経営状況(外国人従業員等のリストを含む))について、申請者は主務大臣へ1年に1回定期報告すること
- ② 外国人従業員等との契約内容の変更又は契約の終了(解雇を含む)があったときは、申請者は速やかに主務大臣へ報告すること
- ③ 外国人従業員等の入管法違反又は刑罰法令違反が判明したときは、申請者は速やかに主務大臣へ報告すること
- ④ 外国人従業員等との契約が終了(解雇を含む)したときは、申請者は当該外国人従業員等を速やかに出国させること(当該外国人従業員等が転職等により在留資格変更許可申請等を行った場合を除く)
- ⑤ 申請者は外国人従業員等が日本国法令を遵守するよう指導・監督すること

要件(15)

外国人を雇用する場合は、その全員が高付加価値をもたらす人材であること

解説

外国人を雇用する場合、当該外国人は以下のいずれかの在留資格を保有する必要があります（当該在留資格から「永住者」の在留資格に変更の許可を受けた場合も含みます）。

アジア拠点化促進法では、「研究」の在留資格を保有する方は、①博士号を取得しているか、②大卒（短大卒を除く）後 5 年以上の研究経験を有しているか、または、③10 年以上の研究経験を有している必要があります。

また、「人文知識・国際業務」の在留資格を保有する方は、①博士号を取得しているか、②大卒（短大卒を除く）後 5 年以上の実務経験を有しているか、または、③10 年以上の実務経験を有している必要があります。

認定を受けた国内関係会社に就労予定の外国人が、在留資格認定証明書の交付や在留資格変更許可等を受けた際には、本法律の学歴又は経歴要件を満たすことを証明する書類を経済産業大臣に対し提出する必要があります（国内関係会社が外国人の高度人材要件を満たさない外国人を雇用した場合や当該書類を提出しない場合には、認定取消しになりますのでご留意下さい）。

在留資格	日本において行うことができる活動
投資・経営	① 日本において投資して事業の経営を開始し、その経営または管理に従事する活動 ② 日本の事業に投資してその経営または管理に従事する活動 ③ 日本において投資して事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む）に代わって当該事業の経営または管理に従事する活動 ④ 既存の事業に投資している外国人（外国法人を含む）に代わって当該事業の経営または管理に従事する活動
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士、その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律または会計に係る業務に従事する活動。
研究	日本の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動
人文知識・国際業務	日本の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学、その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務に従事する活動。
企業内転勤	日本に本店、支店、その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が日本にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行う技術または人文知識・国際業務の活動。

第 4 部 申請手続について

I 認定までの流れ

認定申請書の提出、認定通知書の交付

アジア拠点化推進法の支援措置を利用するには、国内関係会社を設立する前に、同法の認定を受ける必要があります。ここでは、認定申請書の提出から認定通知書の交付までの流れについて説明します。

1. 申請前の相談

申請前の相談段階では、大まかな事業計画概要が分かる資料を基に、事業計画案がアジア拠点化推進法の目的・要件に合致するかどうかなどの相談を経済産業省 投資促進課にて受けることが可能です。前広にご相談ください。

2. 認定申請書の作成

認定申請書(様式第一)・添付書類を作成・用意していただきます。認定申請書の宛先は、経済産業大臣及び以下の事業所管大臣になります。

研究開発事業を行う場合： 研究開発事業の成果が直接利用される事業を所管する大臣
統括事業を行う場合： 統括事業に係る事業を所管する大臣

各事業所管大臣の主な所管事業

各事業所管大臣の主な所管事業は以下のとおりです。複数の省庁による共管となるケースもあります。ご不明な点は、経済産業省 投資促進課にお尋ねください。

省庁名	主な所管事業
経済産業省	製造業、流通・小売業、鉱工業など
金融庁	金融機関など
警察庁	警備業など
総務省	通信・放送業など
財務省	酒類、たばこ、塩業など
厚生労働省	医薬品製造業など
農林水産省	食品産業など
国土交通省	建設業、不動産業、運送業など
環境省	廃棄物処理業など

3. 認定申請書の提出

申請者は、作成した認定申請書を経済産業大臣(経済産業省 投資促進課)に2部(原本1部、写し1部(写しにも押印))提出します。提出を受けた経済産業省 投資促進課は、事業所管官庁へ認定申請書を共有します。

提出先
経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課
住所: 東京都千代田区霞が関 1 丁目3番1号
電話: 03-3501-1662 FAX: 03-3501-2082

4. 認定通知書の交付

経済産業大臣及び事業所管大臣は、提出された申請書がアジア拠点化推進法の認定要件に合致するときは、申請者に対して認定通知書の交付を行います(認定通知書の交付は認定申請書の受理後約2ヶ月以内に行われます)。また、認定が行われたことについては経済産業省のホームページにおいて公表を行います。

5. 認定事業計画の実施

認定通知書の受理を受けた申請者は、国内関係会社を登記の上、認定事業計画に基づき事業を実施します。

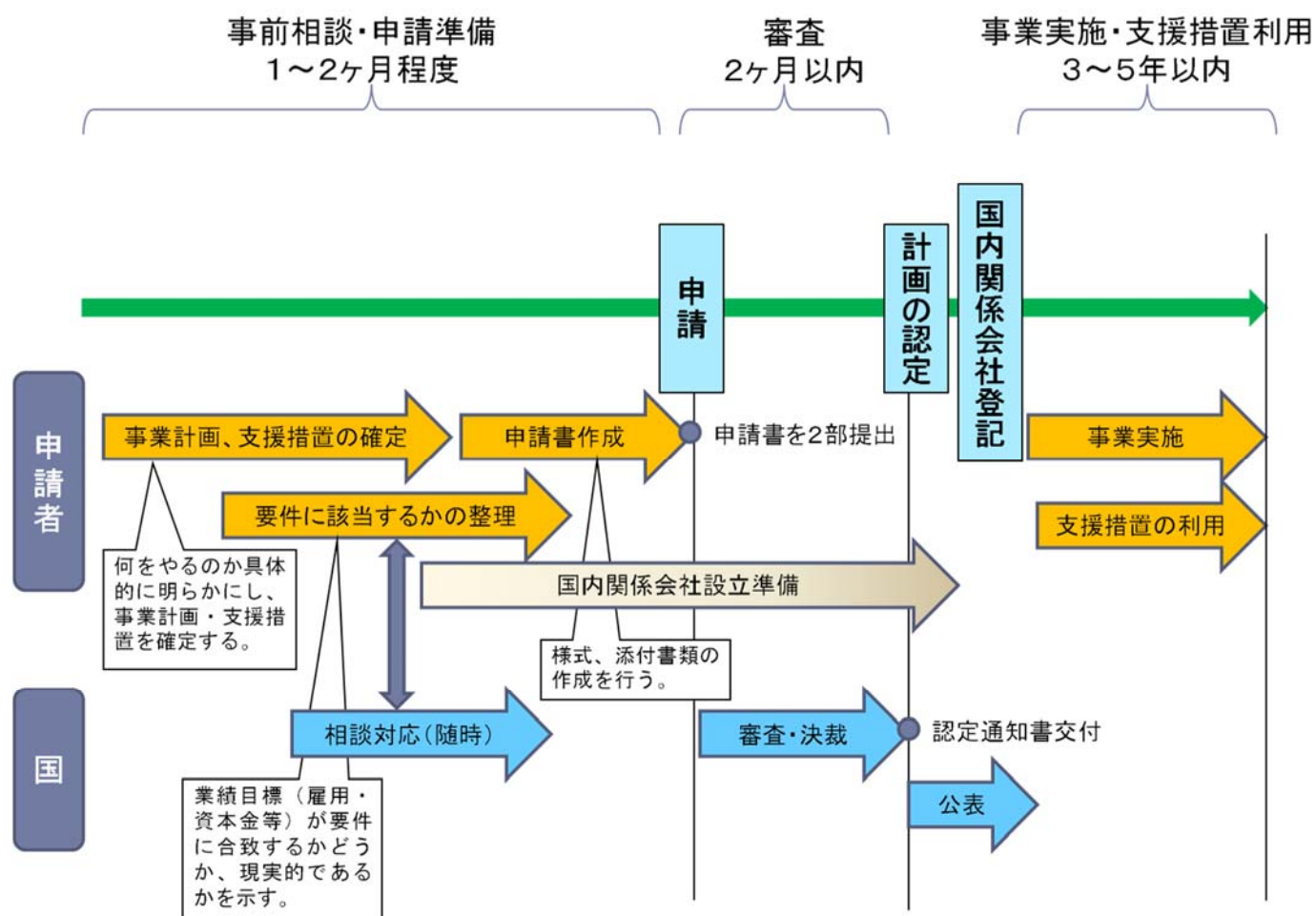
計画の変更

事業実施中に事業計画を変更する場合には、変更申請を行い、その認定を受ける必要があります。

計画変更の際の認定基準は、当初の申請時と同じ基準が適用され、また、変更認定の後に公表される点も同様です。

※国内で新規に事業を開始するには、別途各事業所管省庁による許認可の審査が必要となる場合があります。

＜申請スケジュール＞



申請スケジュール等についてご不明な点がございましたら、経済産業省 投資促進課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課 電話:03-3501-1662

URL: <http://www.meti.go.jp/policy/investment/>

Ⅱ 認定申請に必要な書類

認定申請書・添付書類の提出

アジア拠点化推進法の認定申請に必要な書類は以下のとおりです。

1. 研究開発事業計画

- ① 研究開発事業計画に係る認定申請書2部(原本1部、写し1部(写しにも押印))
- ② 申請者の定款又はこれに代わる書面
- ③ 申請者及びその主要な子法人等(2法人以上及び国内関係法人全て)の最近2年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらが無い場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類)
- ④ 申請者及びその主要な子法人等の株式の引受け又は出資の状況又は見込みを記載した書類
- ⑤ 申請者が我が国以外の国等において、技術革新の進展に即応した高度な産業技術の研究開発を行う事業の実施に関し、相当の実績(その子法人等による実績を含む)を有することを証する資料
- ⑥ 全ての国内関係法人が我が国において当該研究開発事業を行っていないことを証する書類
- ⑦ 必要に応じて上記以外の資料提出を求める場合があります。

2. 統括事業計画

- ① 統括事業計画に係る認定申請書2部(原本1部、写し1部(写しにも押印))
- ② 申請者の定款又はこれに代わる書面
- ③ 申請者及びその主要な子法人等(2法人以上及び国内関係法人全て)の最近2年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらが無い場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類)
- ④ 申請者及びその主要な子法人等の株式の引受け又は出資の状況又は見込みを記載した書類
- ⑤ 申請者が我が国以外の国等において、2以上の法人(これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国等の数が2以上であるものに限る)のそれぞれの総株主等の議決権の過半数を取得し、又は保有することにより、当該2以上の法人が行う事業の法定を策定するとともに、当該2以上の法人に対する出資その他の当該方針を確保する事業その他の当該2以上の法人が行う事業を統括する事業に関し、相当の実績(その子法人等による実績を含む)を有することを証する資料
- ⑥ 全ての国内関係法人が我が国において統括事業を行っていないことを証する書類
- ⑦ 必要に応じて上記以外の資料提出を求める場合があります。

※これらの書面は日本語又は英語で記載することができます(日本語又は英語によって記載されたものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付してください)。

Ⅲ 計画の実施状況の報告

事業実施報告書の提出

認定事業者は、認定事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後3月以内に、実施状況報告書により報告することになります。

事業実施状況の報告

認定事業者は、認定事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後3月以内に、経済産業大臣を経由して、主務大臣に様式第八(認定研究開発事業計画)若しくは様式第六(認定統括事業計画)による実施状況報告書により報告することになります。

実施状況報告書には、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものその他参考となるべき事項を記載した書類を添付してください。

実施状況報告書は、英語で記載することができます。

添付書類が日本語又は英語によって記載されたものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付してください。

<実施状況報告書の例>

1 実施した研究開発事業 (1) 実施した研究開発事業 区分 計画 <国内関係会社の基本情報> の名称: ②住所: ③代表者名: ④事業目的: ⑤受託先: ⑥決算月: ⑦法人設立登記時期: ⑧法人設立等の形態: <事業内容> (2) 事業参加者情報 の氏名又は名称及び住所、④職業又は身分、⑤経歴、⑥能力の内 1 (注) 事業参加者が複数ある場合は、		様式第八 認定研究開発事業計画の実施状況報告書 年 月 日 主務大臣 殿 住所 名称及び代表者の氏名 印 平成 年 月 日付けで認定を受けた研究開発事業計画(「事業名」)の 年度の実施状況を下記のとおり報告します。 記 1. 申請者及び研究開発事業を行う国内関係会社の情報 2. 実施した研究開発事業の内容及び適用を受けた実施措置の内容 3. 報告対象期間における雇用関係 4. 研究開発支出実績 (注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とし、記号押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。 2. 申請者及び研究開発事業を行う国内関係会社の情報については、計画と実績を対比させてそれぞれ記載する。 3. 実施した研究開発事業の内容及び適用を受けた実施措置の内容 (1) 設立された研究開発事業を行う国内関係会社に出資する者が外国為替及び外国匯率法の特例の適用を受けた場合には、その旨を記載する。 (2) 中小企業投資育成株式会社による出資等を受けた場合には、その旨を記載する。 (3) 法第 11 条各項目に規定する課税の特例の適用を受けた場合には、その旨を記載する。 その他、報告対象期間内の研究開発事業の実績を説明するに当たり、必要と思われる書類を添付すること。		ご報告使用した従業員の数 (単位:人) (計画) (実績) (年 月 ~ 年 月) (年 月 ~ 年 月) 国内関係会社に受け入れる者に関する事項 ①主な役割、②受け入れる会社での役割、③主な役割、④略歴、 ある場合には、その者ごとに繰り返し欄を設けて記載すること (単位:人) 人本知識・国際業務 企業内移動 水住者 その他	
---	--	---	--	---	--

IV 窓口について

アジア拠点化推進法の認定申請などにお困りの際は、経済産業省 投資促進課にご相談ください。

お問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課 電話:03-3501-1662

住所:東京都千代田区霞が関 1 丁目3番1号

URL: <http://www.meti.go.jp/policy/investment/>